

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当たる翌日が休日には、その日と同日に）

鳥取県告示第八百三十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地開発事業立縫地区農用地造成）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 次

◇告 示

県営土地改良事業計画の変更（農村整備課）

国土調査の成果の認証（〃）

公有水面の埋立ての免許（漁港課）

一般国道の区域の変更（道路課）

県道の区域の変更（〃）

一般国道の供用の開始（〃）

県道の供用の開始（〃）

都市計画の変更（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（九件）（〃）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公安告示

告 示

鳥取県告示第八百三十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定によ

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

り告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者 者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
米子市	平成三年度から平成五年度まで	米子市(夜見町の一部)の地籍簿及び地籍図及 び地籍簿の一部	米子市夜見町	平成五年十月二十七日

鳥取県告示第八百三十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成五年十一月二日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一一七、二六七一一〇及び二九二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二五分四四秒）から五二度三五分四一秒三三・一三メートルの地点

②の地点 ①の地点から九七度三七分四三秒八〇・〇九メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九二度一一分一九秒八・四〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一七七度三七分四五秒五三・四二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六〇度四七分二八秒六・一七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六六度二二分一八秒一八・七〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三五六度一八分五八秒五・四二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から八六度一四分九秒〇・九九メートルの地点

(三) 面積 七〇九・八一平方メートル	四 埋立てに関する工事の施工区域 一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。 その関係図面は、平成五年十一月一日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
(一) 位置 西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一一七、二六七一一〇及び二九二に接する国有地の地先公有水面	
(二) 区域 次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域	
アの地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二十五分四四秒）から五度五六分二三秒一四三・七四メートルの地点	
イの地点 アの地点から一〇二度一九分二五秒一二三・三一メートルの地点	
ルの地点 ウの地点から一九二度二三分三七秒一三三・五一メートルの地点	
エの地点 ウの地点から二七七度三九分二一秒八四・五三メートルの地点	
オの地点 エの地点から三五六度二五分四五秒五六・三二メートルの地点	
(三) 面積 一三、七三一・七六平方メートル	
五 埋立て地の用途 漁港施設用地	

鳥取県告示第八百四十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月一日から一週間鳥取県土木部道路課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
変更前	変更後		
一八〇号			
	日野郡日南町菅沢字大向家ノ上 ヘ林一四九地先から同町菅沢字大向家ノ上 塔田奥九二一六地先まで 日野郡日南町菅沢字大向家ノ上 ヘ林一四九地先から同町菅沢字大向家ノ上 塔田奥九二一六地先まで	六・四三 (メートル) 六・四三 (メートル)	（メートル） （メートル）
変更後	九・八二 六・〇	六・三	四一四・〇
	九・八二 六・〇	九・八二 六・〇	四二六・〇
	一三一・〇	一三一・〇	一三一・〇

鳥取県告示第八百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課に
おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	前後別	変更前	変更後
西伯根雨線	日野郡溝口町二部字一里松ノ下モ二一五二一地先から日野町舟場字鳥ノ子ヶ市三八二二地先まで	日野郡溝口町二部字一里松ノ下モ二一五二一地先から日野町舟場字鳥ノ子ヶ市三八二二地先まで	敷地の幅員 (メートル)	二・五〇・〇	九・八八・二〇
			延長 (メートル)	三、八六九・	三、八八七・

鳥取県告示第八百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次とおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課に
おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次とおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課に
おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
西伯根雨線	日野郡溝口町二部字一里松ノ下モ二一五二一地先から日野郡日野町舟場字鳥ノ子ヶ市三八二二地先まで	日野郡溝口町二部字一里松ノ下モ二一五二一地先から日野郡日野町舟場字鳥ノ子ヶ市三八二二地先まで	平成五年十一月四日

鳥取県告示第八百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 四・五・一号ニュータウン中央公園

**二 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分**

鳥取市若葉台南一丁目

鳥取県告示第八百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十二月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市香取二三一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市香取二三一

井殿 澤

鳥取県告示第八百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年二月五日 鳥取県指令受鳥土維第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南吉方二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目六四一

林 喜次

鳥取県告示第八百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十月二十六日 鳥取県指令受都計三一一第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市本高字小松原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本高一六六
松本嘉宏

鳥取県告示第八百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

生林隆輝

平成三年三月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第七百六十二号
二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市安長字八幡田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市河原町一七七〇

株式会社いなし
代表取締役 稲井範行

鳥取県告示第八百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字中郷字南川及び大字庁字外ヶ馬場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字庁一一七一一

サンライズ工業株式会社

代表取締役 仁保統博

鳥取県告示第八百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第五百三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府枚方市堂山東町五十七

富士包装株式会社

代表取締役 中島盛夫

鳥取県告示第八百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月二十三日 鳥取県指令受鳥土維第五百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字牧谷字上屋敷上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富六七五一

岩美町長 澤 德次郎

鳥取県告示第八百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年十月二十七日 鳥取県指令受倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字森字向中村及び字六郎谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字本泉三七一

三朝町農業協同組合

代表理事組合長 村西博行

鳥取県告示第八百五十四号

昭和五十年六月鳥取県告示五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年十一月四日から施行する。

平成五年十一月二日

第一号の表中

鳥取市行徳一丁目

鳥取市行徳二丁目

鳥

める。

第三号の表鳥取市農業協同組合の項中

鳥取市行徳

鳥

取市行徳一丁目

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十一月一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型式	製造業者名

報 告 県 取 鳥 公

ぱちんこ遊技機	サイタサイタP-2	株式会社ソフィア
"	球界王	"
"	ドゥーワップ	"
"	雀姫物語	株式会社平和
"	プラボーカムイ	"
"	ジャックポット	"
"	スターダスト	京楽産業株式会社
"	C R ヒーローズ	"
"	スカーレットエンジェル	"
"	クレージーホースⅡ	奥村遊機株式会社
アレンジボール遊技機	デカ丸	太陽電子株式会社
回胴式遊技機	ORIENTAL II	ユニバーサル販売株式会社
"	ソレックス2	"
"	CLUB TROPIC CANA	株式会社マーシー販売
"	ROYAL TAKA SY RT	高砂電器産業株式会社